【 公的年金からの市・府民税の特別徴収について 】

公的年金に係る市・府民税については、年金保険者(日本年金機構等)が公的年金の支給時に特別徴収し、市へ直接納入します。 納税の手間が省かれるとともに、市の事務の効率化を図るため、公的年金からの特別徴収を実施しております。

対象となる方は、「令和7(2025)年度 市民税・府民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」の右上に公的年金からの特別徴収税額を記載 しておりますので、ご覧ください。

<u>○対象者</u>

次の①~④全てを満たす方

- ①7年中に公的年金の支払いを受け、7年4月1日時点で65歳以上 ○対象となる市・府民税
- ②介護保険料が公的年金から特別徴収されている
- ③老齢等年金給付の年額が 18 万円以上
- ④公的年金からの特別徴収税額が老齢等年金給付の額を超えない

○対象となる年金

介護保険料が特別徴収されている年金

年金所得から計算した市・府民税のみ対象となります。

※給与所得・営業所得など公的年金所得以外の所得にかか る市・府民税は、納付書若しくは□座振替又は給与からの 特別徴収の方法で納めていただきます。

○徴収方法

「仮徴収税額」を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とし、その額を3分割して4月・6月・8月の年金から特別徴収します。 年間の税額確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を3分割して10月・12月・2月の年金から「本徴収税額」 として納めていただきます。

納付方法			特	持別徴収			
ערענונאוי	仮徴収			本徴収			
納入月	7年 4 月	7年6月	7年8月	7年10月	7年12月	8年2月	
算出方法	前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とし、その額を3分割して4・6・8月の年金から特別徴収			年税額から仮徴収税額(4・6・8月分の合計)を差し引きし、 残りの税額を3回(10・12・翌年2月)に分けて特別徴収			

○新たに公的年金から特別徴収される場合

納付方法	普通徴収		特別徴収			
納入月	7年6月 (第1期)	7年8月 (第2期)	7年 10 月	7年12月	8年2月	
算出方法	年税額の半分を2回 納1		年税額の残り半分を3回(10・12・翌年2月)に分けて 特別徴収			

※公的年金からの特別徴収が初年度の場合、手続きの関係上10月から特別徴収が開始となります。ご不便をお掛けしますが、6月 8月は納付書(あるいは口座振替)により納付願います(普通徴収)。また、年度の途中で特別徴収が中止となった後で、公的年金からの 特別徴収の対象者となった場合は、翌年 10 月から特別徴収が再開されます。

○市区町村外転出時の特別徴収

7年1月1日に門真市にお住まいで、7(2025)年度の初日(4月1日)より前に他市へ転出している場合は、7(2025)年度分について 仮徴収を行いますが、本徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法 321 条の7の9) また、8(2026) 年度分に ついては、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法 321 条の7の8)

7年4月1日から12月31日までに他市へ転出された場合は、8(2026)年度分については、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、 普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法 321 条の7の8)

納付方法	7 (2025)年度分			8 (2026)年度分								
	仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収					
納入月	7年4月	7年6月	7年8月	7年10月	7年12月	8年2月	8年4月	8年6月	8年8月	8年10月	8年12月	9年2月
7年1月2日から 3月31日までに 転出	門	門真市で特別徴収 普通徴収 (地方税法 321 条の7の9)		転出先の市区町村で普通徴収 (地方税法 321 条の7の8)		転出先の市区町村で特別徴収						
7年4月1日から 12月31日までに 転出	門事	門真市で特別徴収		PS	真市で特別徴	如又	1	市区町村で 説法 321 条の		転出先 <i>の</i>)市区町村で	特別徴収

○特別徴収税額の変更があった場合の特別徴収

年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合においても、12月と2月の本徴収の変更の際に限り、特別徴収が継続されます。(地方 税法施行令 48 条9の 14)

<本徴収の取扱い>

***	17 1 27 27 -					
年金保険者への 通知の到達日	7年10月	7年12月	8年2月	差額の取扱い		
7年10月10日 までの場合	変更前の税額で特別 徴収	変更後の税額	領で特別徴収			
7年12月10日 までの場合	変更前の税割	質で特別徴収	変更後の税額で特別 徴収	_		
7年12月11日 以降の場合	变	変更前の税額で特別徴収				
※四に門直市!	こ納入された鉛箔・	が変更多の特別為	収鉛額を招うるこ	レレなった担合		

※既に門真市に納入された棁額が変更後の特別徴収棁額を超えることとなった場合、 当該過納又は誤納に係る税額は還付・充当します。

<仮徴収の取扱い>

· 1/X 1-X-1X-07	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						

年金保険者への 通知の到達日	8年4月	差額の取扱い					
7年12月10日 までの場合	変	変更後の税額で特別徴収					
8年2月10日 までの場合		普通徴収の方法に よって徴収					
8年4月10日 までの場合	変更前の税額で特別 徴収	特別徴4	-				
8年6月10日 までの場合	変更前の税額	質で特別徴収	特別徴収を停止	-			
8年6月11日 以降の場合	変更	-					

※既に門真市に納入された税額が年税額を超えることとなった場合、当該過納又は 誤納に係る税額は還付・充当します。

○公的年金からの特別徴収が中止となる場合

上記のほか、介護保険料の特別徴収の中止又は死亡等による年金の支給停止により、公的年金からの特別徴収が中止となります。 その場合、残税額については、普通徴収(納付書等)で納めていただきます。

○仮徴収が中止されている方へ

7 (2025) 年度の特別徴収税額 (合計額) が、7 (2025) 年4・6月分の仮徴収税額を下回る場合、その過徴収となった税額については、 納入の確認がされた後、還付の手続きをさせていただきます。

また、8月の仮徴収で年税額を上回っている場合は、あらかじめ特別徴収を停止していますので、8月分については同封している納付書 により納めていただきます。(口座振替を届出している場合は口座より引き落としとなりますので、納付書は同封しておりません。)

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

市民税・府民税 税額決定・納税通知書 の見方 】

【公的年金特別徴収】

●公的年金特別徴収の対象となる方は、こちらに特別徴収税額を記載しております。

令和7(2025)年度課税分は令和7(2025)年4月~8年2月に徴収いたします(=年金特別徴収税額B)。 ※ここに記載のある税額は公的年金から天引きされるため、納付書は同封しておりません。

種別用普通徴収 徵 収 月 公的年金特別徴収 月割徴収税額(円) 納税義務者 期割納付額 【仮徴収税額】 令和7年4月 通知番号 合和7年8F 令和7年10月

世帯番号 (翌年度の予定額) 支払者名称 令和8年度分の仮 -下記に記載のある人は口座振替納税です(納付書は同封していません)。 徴収税額の通知を 右欄にある公的年全特別徴収月割徴収税額欄に記載のある 令和7年12月 合和8年2 金融機関 行っております。こ 徵 収 月 ※仮徴収税額 // 【普通徴収】 こに記載のある予 口座種別 令和8年4 ●収入金額 =普通徴収税額(C) 口座名義人 令和8年6月 定額は翌年度課税 納付区分 対象となる公的年金の額 分です。今年度に ※仮徴収税額は8年度分の徴収予定額です ●所得金額 天引きされる税額 収入金額から、公的年金等 通知番号 ではありません。 税額控除 税額控除額 控除を差し引いた金額 給与収入 林前 组 分離短期譲渡所得 営業等所得 分離長期譲渡所得 税 科控除 農業所得 株式等譲渡所得 保険料控除 不動産所得 上場株式等の配当等所得 得 利子所得 · · · 農保険料控除 先 物 取 引 所 得 配 当 所 得 特例肉用牛所得 ●年税額 (A+B+C) 母 公 的 収入金額 年金等 所得金額 1年間に納める額 除 配偶者控除 所得割減免額 ●給与特別徴収税額(A) 配偶者特別控除 額 額 マ の 他 R 雑 所 得 扶 養 控 除 給与から天引きされる額(特別 基礎控除 徴収義務者に通知いたします) 短期・長期・一時所得 所得控除計 ●年金特別徴収税額(B) 損失の繰越控除額 課税標 総所得金額 総 所 得 養 障害 公的年金から天引きされる額 山 林 所 得 課 山 林 所 得 分離短期譲渡所得 分離短期譲渡所得 金特別徵収税額 ●普通徴収税額(C) 税 分離長期譲渡所得 分離長期譲渡所得 普通徵収税額 標 株式等譲渡所得 株式等譲渡所得

【控除不足額】

上場株式等の配当等所得

先 物 取 引 所 得

特例肉用牛所得

所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式 等譲渡所得割額の控除の額のことです。

上場株式等の配当等所得

先 物 取 引 所 得

特例肉用牛所得

【還付充当可能額】

普通徵収納付額

還付充当可能額

控除不足額が納める均等割額を上回る場合、普通徴収期割納付額の欄 に金額は記載されず、還付充当可能額欄には、還付金額が記載されます。 控除不足額が納める均等割額を下回る場合、普通徴収期割納付額の欄 に金額が記載され、還付充当可能額欄には、充当金額が記載されます。

税額の算出について

所得金額-所得控除額=課税標準額(千円未満切り捨て)

課税標準額×税率(市民税6%、府民税4%(総所得以外の所得は別途の税率になります))-税額控除額=所得割額(百円未満切り捨て) 所得割額+均等割額=年税額(給与特別徴収税額+年金特別徴収税額+普通徴収税額

【 よくある質問 】

質問: 昨年 10 月に定年退職し、その後は無職です。

市・府民税の課税決定通知書が届きましたが、納付しなければならないのでしょうか。

回答:市・府民税は前年(1月1日~12月31日)の収入をもとに決定されます。

準

額

現在無職であっても、昨年中に一定の所得がある場合は市・府民税が課税されます。

: 令和7年3月に会社を退職し、その際に給与から市・府民税の残りの税額が一括で差し引かれています。

今回届いた納税通知書でも、納めなければいけないのでしょうか。

いただく必要があります。よって、現在の勤務先にお問い合わせください。

回答:納めていただく必要があります。

退職の際に一括で差し引かれた税額は、令和5(2023)年中の所得に対する令和6(2024)年度の市・府民税額であり、 令和6年6月から令和7年5月までの 12 回に分けて毎月の給与から差し引くことになっていた税額の残額です。

質問: 今年3月に仕事を辞め、6月より再就職しました。

以前の会社では市・府民税が給与から特別徴収されていましたが、再就職先ではどうなるのでしょうか。

回答:勤務先を退職すると、特別徴収が出来なくなるため、納付書を自宅へ送付します。 再就職先で引き続き市・府民税を特別徴収する場合は、現在の勤務先より改めて特別徴収を行う旨の届けを市に提出して

公的年金からの特別徴収について

質問:公的年金から特別徴収するかどうかを選択できますか?

回答:対象者の条件を満たすすべての人が特別徴収されます。

本人の意思により口座振替や給与からの特別徴収等を選択することはできません。(地方税法第321条7の2)

質問:公的年金以外に収入がある場合はどうなりますか?

回答:公的年金にかかる税額分のみが、公的年金より特別徴収されます。

その他の所得にかかる税額は、納付書若しくは口座振替又は給与からの特別徴収により納めていただくことになります。

質問:公的年金から特別徴収することによって、税額は増えるのですか?

回答:この制度は、市・府民税の納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

令和7(2025)年度 市民税・府民税・森林環境税について

個人の市・府民税・森林環境税とは

○均等割と所得割

個人の市・府民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。 「均等割」は、所得に関係なく一定の所得のある人に均一の負担 をしていただくもので、年額 4.300 円 (市 3.000 円、府 1.300 円) となります。一方、「所得割」は、その人の前年中の所得金額に応 じて、負担していただくものです。

~裏面~

・公的年金かりの特別	徴収に りいく
・納税通知書の見方	よくある質問

		令和6年度~令和9年度
均等割額	変更前	変 更 後
市民税	3,500円	3,000円
府 民 税	1,800円	1,300円
森林環境税	_	1,000円

- ※ 個人市民税・府民税の均等割について、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財 源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から臨時的に年額1,000円が賦課徴収されていたもの が令和5年度をもって終了し、新たに森林環境税(年額1,000円)が導入されます。
- ※ 大阪府では平成28年度から令和5(2023)年度までの8年間を森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係 る施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、府民税均等割等額に300円を加算しておりました。しかし、昨今の山地災 害等の発生や災害並みの猛暑の状況を鑑み、令和6年度から令和9年度まで4年間延長し、引き続き森林環境税(300円)を加 算いたします。
- ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

○市民税と府民税

個人の府民税の賦課徴収は、個人の市民税の賦課徴収と併せて行います。

個人の府民税は、税率は異なりますが税額計算のもとになる所得金額等は、個人の市民税と同様に算出されます。 門真市へは市民税と府民税をあわせて納付していただくこととなり、納付していただいた府民税は、門真市から 大阪府に払い込みます。

この個人の市民税と府民税を総称して、個人住民税とも呼ばれています。

○所得税と市・府民税

市・府民税は、住民の皆さんにとって身近な行政サービスの費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合う という性格の税金です。このことから、市・府民税は所得税よりも納める人の範囲が広くなっています。

また、個人の市・府民税は、市が税額の計算を行い、納税義務者に市民税・府民税・森林環境税納税通知書を 送付して、 納めていただく仕組みとなっています。

○市・府民税・森林環境税を納める人(納税義務者)

市・府民税は、門真市内に住所や事業所がある人に課税されます。

市内に住所や事業所があるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。この日を賦課期日と いいます。

令和7年1月1日までに死亡した人には、令和7(2025)年度市・府民税・森林環境税は課税されません。

また、令和7年1月2日以降に門真市から他の市町村に転出した人は、令和7(2025)年度市・府民税・森林環境 税は門真市に納めていただくことになります。

○税額の算出方法

市・府民税は前年中の所得を基準として課税されますので、令和7(2025)年度の市・府民税は令和6年1月 から令和6年12月までの所得金額が対象となります。

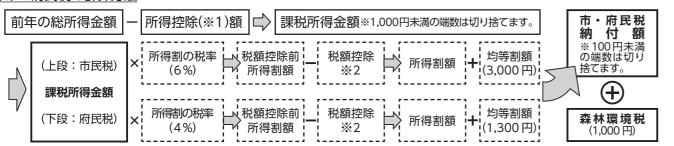
市・府民税の年税額=均等割+所得割

- ・均 等 割…年額 4,300 円 (市民税 3,000 円・府民税 1,300 円)
- 森林環境税…1.000 円
- ・所 得 割…(前年の所得金額-所得控除額)×税率(市民税6%、府民税4%)-税額控除額
- ※土地建物や株式等の譲渡所得等に対する税率は別途定めています。

市・府民税の納税方法は、個人で納めていただく方法(普通徴収)と特別徴収義務者(勤務先および年金保険者) を通じて納めていただく方法 (特別徴収) があります。納期は門真市税条例で定められており、次のとおりと なります。

- ・普通徴収は、6・8・10・12月の年4回に分けて納付
- ・勤務先からの特別徴収は、本年6月から翌年5月までの各月12回に分けて納付
- ・年金からの特別徴収は、本年4月から翌年2月までの年金支払月(偶数月6回)に分けて納付

○市・府民税の計算方法



●所得控除一覧表(※1)

控

			际	()		悝		控 际	谼			
					合計所得	全額 2	2,400万円以下	43万	円			
₩		T##	±r⁄m	7 ∧	2,400 万	円超 2	2,450 万円以下	29万	円			
基		礎	控	除	2.450 7	7円超 2	2,500 万円以下	15万	<u>円</u>			
					, .50 /.		万円超	適用な				
_							 与所得者の合計所得象					
	\				(給与所行		号所侍者のロii所侍s 場合の給与所得者の約		強額)			
							900万円超	950万円	超			
					900万円		950万円以下	1,000万円	以下			
					(1,095万)	引以下)	(1,095万円超	(1,145万				
= 1		/m +/	'	//II A AT			1,145万円以下)	1,195万円	以Ŋ			
配偶			の合計所		33万	円	22万円	11万	円			
者丨			8万円以					-				
控除	₹	人	控除対象	象配偶者	38万	円	26万円	13万	円			
际			の合計所					-				
			のロョリ 超1007		33万	円	22万円	11万	7			
-					217	m	24	117				
L	10	וכלטו	円超1057	コ円以下	31万	H	21万円	11万	'			
_	10	5万	円超110万	:	26万	Щ	18万円	9万	9			
配偶												
者	11	り力I	円超115万	プ円以ト	21万	円	14万円	7万F	4			
特	11	575	円超120万	河北下	16万	<u> </u>	11万円	6万	9			
別						_		1				
控	12	0万	円超1257		11万	円	8万円	4万	9			
除	10	E T	TI‡7/12/07		6万	п	4万円	2=				
Ĺ	12	.J/]	円超1307	コロ以下	0/7	7	4ル円	2万	1			
	13	0万	円超1337		3万	円	2万円	1万	9			
ŀ			22 777	±77								
		1	33 万円	ē	0万	၂	0万円	0万F	'			
		Ī	一般书	養親族(16 ~ 18	歳ま	たは23~69 歳	裁) 33 7	5 円			
	_		- // / / 特 定									
扶 養	控	除	老人			• • •			5円 5円			
		_	扶 養				親族(70歳以_		5円			
				般	の	障	害者	26	5円			
障害	者控	除	特	別	障		害 者	30 7	5 円			
_			同		特別	障		53 7	5 円			
					拉 加 控	PF 除			5円			
				婦								
			ひ	ا ع	親	空防	}	30 /	5 円			
			勤	労 学	生 挂	空防	<u> </u>	26 7	5 円			
控除の) 種 類				控	除	額					
,_ rs. v)	i · ·	1	羊2155年	 額-総所得会								
雑	損			顔一松所侍式 額のうち、災害								
TI	1345	_ ~		頭のフランス ①または②の	_ :: -:		-,313					
							補てんされる金額	i) -				
							僧にんごれる並顔]のいずれか少なし					
_			度額は20		_ ,		, .					
医 療	費	/+-	1.77="		生 単の溶中+	四川マ	但合\					
				ケーション税 -般用医薬品等			・場合〉 金等により補てんされ	1る額−12.00	00円			
			度額は88					, _,				
社会保	険料	支	払った保障	倹料の額								
小規模	企業											
共済等		支	払った掛金	世の額								
		Д.	소(무)	沈陉今. ②	⊥⊕/阻⇔⇔	70.000						
						2 / U.UUU	· · · · · · ·					
			水土叩	小伙付注防,	生命保険料控除…⑦+⑦+⑦(限度額70,000円) ⑦一般生命保険料控除…②のみ(限度額28,000円)							
						度額28	3,000円) しょう	ずれか ELV全額				
					(国)のの(国)(国)ののの(国)	度額28 度額28	3,000円) 3,000円) 大き	ずれか きい金額				
		(A)	介護医療	保険料控除·	a + b(関 bのみ(関	度額28 度額28	3,000円) 3,000円) 大き					
		_			a+b(限 らのみ(限 …a	度額28 度額28 度額35	3,000円) 3,000円) 大き					
		_	個人年金伯	呆険料控除··	(a) + (b) (限 (b) のみ(限 (い) (a)(b) のみ(限 (で) 一般生	度額28 度額28 度額35	3,000円) B,000円) 大き					
		_	個人年金(②平成24	保険料控除· 1年1月1日以	a + b(限 bのみ(限 …a …p一般生 後締結分	度額28 度額28 度額35	3,000円) 3,000円) 5,000円) 料控除と同じ					
		_	個人年金(②平成24	保険料控除・ 4年1月1日以 支払額の合言	(a) + (b) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	度額28 度額28 度額35 命保険	3,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額		7			
生命保	除料	_	個人年金(②平成24 年間:	保険料控除・・ 1年1月1日以 支払額の合語 ~12,00	○ + ⑤(阴 ⑤のみ(阴 …。)○ 一般生 後締結分 計額 ○円	度額28度額28度額35命保険	3,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額	きい金額 				
生命保	除料	_	個人年金(③平成24 年間]	保険料控除・・ 1年1月1日以 支払額の合意 ~12,00 1円~32,00	(a) + (b) (内) (b) のみ(内)(c) (a) のみ(内)(d) (b) のみ(内)(e) のみ(内)(f) のみ(内)<	度額28 度額28 度額35 命保険 支担	8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000	の円				
生命保	段料	_	個人年金(③平成24 年間]	保険料控除… 4年1月1日以 支払額の合記 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000	(a) + (b) (内) (b) のみ(内)(c) (a) のみ(内)(d) (b) のみ(内)(e) のみ(内)(f) のみ(内)<	度額28度額28度額38度額38度額350 命保険 支担	8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00	の円				
生命保	除料	_	個人年金(②平成24 年間3 12,001 32,001 56,00	保険料控除… 4年1月1日以 支払額の合記 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000	(a) + (b) (内) (b) (p) (p) (p) (p)(b) (p) (p) (p) (p) (p) (p) (p)(c) (a) (p) (p) (p) (p) (p) (p) (p) (p) (p) (p	度額 28 度額 35 命保険: 支打 支打 支数 28	8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000	の円				
生命保	段料	_	個人年金(②平成24 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成23	保険料控除… 1年1月1日以 支払額の合意 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日	(a) + (b) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	度額 28 度額 35 命保険: 支打 支打 支数 28	8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00	の円				
生命保	除料	_	個人年金(②平成24 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成23	保険料控除… 4年1月1日以 支払額の合記 ~12,00 1円~32,00 1円~56,00 1円~	(a) + (b) (内) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	度額28 度額28 度額38 命保険: 支担 支担 支担 支担 支担	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額)	の円				
生命保	以	_	個人年金(②平成24 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成23 年間:	保険料控除・・ 4年1月1日以 支払額の合言 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合言	(a) + (b) (内) (b) のみ(内)(b) のみ(内) (c) のみ(内)(c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	度額28 度額28 度額38 命保険: 支打 支打 支打 支打	8,000円) 8,000円) 5,000円) 対控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額)	Eい金額 DP 0円				
生命保	·}険料	_	個人年金(②平成24 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成23 年間:	保険料控除・・ 4年1月1日以 支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~40,000	(a) + (b) (内) (b) のみ(内) (b) のみ(内) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	度額28 度額28 度額35 仓保険 支拉支拉支拉支拉支拉支拉支拉支拉支拉支拉	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	PP 0円 0円				
生命保	· 【険料	_	個人年金(②平成24 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成23 年間:	保険料控除・・・ 4年1月1日以 支払額の合語 ~12,000 I円~32,000 I円~56,000 I円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 I円~40,000 I円~40,000	(a) + (b) (内) (b) のみ(内) (b) のみ(内) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	度額 28 限度額 28 限度額 35 市保険: 支技 支技 支技 支支 支支 支支 支支 支支	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	PP 0円 0円				
生命保	· ()		個人年金代 ②平成24 年間 12,000 32,001 56,000 ⑤ 平成25 年間 15,001 40,000 70,001	保険料控除・・・ 4年1月1日以 支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~40,000 1円~70,000 円~	(a) + (b) (内) (b) のみ(内)(b) のみ(内) (c) 一般生(後締結分) 計額 (c) (内) (c) (内) (c) (内)(c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	度額 28 限度額 38 息度額 35 。	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP 0円 0円 0円				
生命保	· 除料	_	個人年金化 ② 平成24 年間: 12,000 32,001 56,00 ⑤ 平成23 年間: 15,001 40,000	保険料控除・・・ 4年1月1日以 支払額の合語 ~12,000 I円~32,000 I円~56,000 I円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 I円~40,000 I円~40,000	(a) + (b) (M)(b) のみ(M)(c) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(d) のみ(M)(e) のみ(M)<l< td=""><td>度額 28 度額 35 命 保険: 支持 支持 支持 支持 支持 支持 (28</td><td>3,000円) 3,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額) 上額×1/2+7,500 払額×1/4+17,50 、000円(限度額) (限度額25,000円)</td><td>D円 0円 0円 0円</td><td></td></l<>	度額 28 度額 35 命 保険: 支持 支持 支持 支持 支持 支持 (28	3,000円) 3,000円) 5,000円) 料控除と同じ 控除額 払額の全額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額) 上額×1/2+7,500 払額×1/4+17,50 、000円(限度額) (限度額25,000円)	D円 0円 0円 0円				
生命保	³ 降料	⑦ 地	個人年金(③ 平成24 年間: 12,001 32,001 56,00: ⑤ 平成2: 年間: 15,001 40,00: 70,001 震 保	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~40,000 1円~70,000 円~	(a) + (b) (内) (b) のみ(内)(b) のみ(内)(c) 分一般生(を締結分計算 0円 0円	度額 28 度額 28 度額 35 支持	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OP OP OP				
		⑦ 地	個人年金代 ②平成24 年間 12,000 32,001 56,000 ⑤ 平成25 年間 15,001 40,000 70,001	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~40,000 1円~70,000 円~	 (a) + (b) (内) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	度額 28	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OOP 00円 00円 00円 00円				
		地地	個人年金(③ 平成2 ⁴ 年間: 12,001 32,001 56,00 ⑤ 平成2: 年間: 15,001 40,00: 70,001 震 保	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合意 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合意 ~15,000 1円~70,000 円~ 険料	 (a) + (b) (内) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	度額 28 度額 35 命保険: 支技 支技 支技 支技 支技 15,000F	3,000円) 3,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OOP OOP 額 2+2,500円 額)				
生命保地震保		地地	個人年金(③ 平成24 年間 12,000 32,0001 56,000 ⑤ 平成23 年間 15,000 40,000 70,001 震 保 長期損害	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合意 ~12,000 円~32,000 円~56,000 円~56,000 円~56,000 円~40,000 円~70,000 円~70,000 円~70,000 円~8	 (a) + (b) (内) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	度額 28 度額 35 命保険: 支技 支技 支技 支技 支技 15,000F	8,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OOP OOP 額 2+2,500円 額)				
		地地區域	個人年金(③ 平成24 年間 12,000 32,0001 56,000 ⑤ 平成2: 年間 15,0001 40,000 70,001 震 保 長期損害	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~70,000 円~ 険料 3日、料 3日、料 4日、 4日 4日、 4日、 4日 4日	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (c) のみ(M) (d) のみ(M) (e) かられる <l< td=""><td>度額 28 度額 28 度額 35 分 (</td><td>3,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き</td><td>DP 0円 0円 0円 0円 0円 2+2,500円 額) 合計した額</td><td></td></l<>	度額 28 度額 28 度額 35 分 (3,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP 0円 0円 0円 0円 0円 2+2,500円 額) 合計した額				
地震保	除料	地地(豚	個人年金(③ 平成24 年間: 12,001 32,001 56,000 ⑤ 平成2: 年間: 15,001 40,000 70,001 震 保 長期損害 震保険とに 総与等の収入 総与等の収入 総与等の収入 総与等の収入 総与等の収入 総与等の収入 総与等の収入	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~56,000 1円~38年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~40,000 1円~70,000 円~ 険料 日長期損害係 000円)	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (c) のみ(M) (d) のみ(M) (e) かられる <l< td=""><td>度額 28 度額 28 度額 35 分 (</td><td>3,000円) 3,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き</td><td>DP 0円 0円 0円 0円 0円 2+2,500円 額) 合計した額</td><td></td></l<>	度額 28 度額 28 度額 35 分 (3,000円) 3,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP 0円 0円 0円 0円 0円 2+2,500円 額) 合計した額				
	除料	地旧县地(阪)(1),7,2	個人年金(③ 平成24 年間: 12,001 32,001 56,00: ⑤ 平成23 年間: 15,001 40,00: 70,001 震 保 長腹 類 長 長 展度 第 5 等 の 別 幹 40,00: 40,00	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 1円~32,000 1円~56,000 1円~56,000 1円~ 3年12月31日 支払額の合語 ~15,000 1円~70,000 円~ 険料 3日、料 3日、料 4日、 4日 4日、 4日、 4日 4日	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (c) のみ(M) (d) のみ(M) (d) の円 (d) の円 (e) の円 (f) の円 (f) の円 (f) の円 (f) の円 (f) ないのでは、 (f) ないのでは、	度額 28 度額 28 度額 35 分 (3,000円) 8,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP 0円 0円 0円 0円 0円 2+2,500円 額) 合計した額				
地震保	· () () () () () () () () () () () () ()	地 (防 (1) アスイ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1・イ・1	個人年金(③ 平成24 年間: 12,001 32,001 56,00: ⑤ 平成2: 15,001 40,00: 70,001 震 保 震度額25,(給与等の収別 よ人が特別障害を た人が特別障害者を 特別障害者を 特別障害者を 特別障害者を に対して に対し に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して にが に対して にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 円~56,000 円~56,000 円~56,000 円~56,000 円~40,000 円~40,000 円~40,000 円~70,000 円~ 険 料 日長期損害係 000円) 金額が850万円 書者に該当する有の持義親族をするる同一生計配	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (b) のみ(M) (c) 一般生 (を締結分) (d) 経額 (の円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	度額 28 度額 28 度額 28 度額 35 支担	8,000円) 8,000円) 5,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OP OP 2+2,500円 額) 合計した額				
地震保 所容 3	上 一	か 地 () () () () () () () () () ()	個人年金(③ 平成24 年間: 12,001 32,001 56,00: ⑤ 平成2: 15,001 40,00: 70,001 震 保 震度額25,(給与等の収別 よ人が特別障害 未成が自分解表達 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等法 特別時間等 場合 金 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 円~32,000 円~56,000 円~56,000 円~56,000 円~40,000 円~40,000 円~40,000 円~70,000 円~ 険料 日長期損害係 000円) 金額が850万円 書者に該当する有。の決策観察監督に終ち等のの場合に終ち等のは、第一日のの場合に対しています。	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (b) のみ(M) (c) 一般生 (を締結分) (d) 経額 (の円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (0円) (本数) (本数)<!--</td--><td>度額 28 度額 28 度額 28 度額 35 で 保険</td><td>8,000円) 8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 料控除と同じ 料控除額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額) 上額×1/2+7,500 払額×1/2+7,500 払額×1/4+17,50 ,000円(限度額) 限度額25,000円) ・・・支払金額×1/ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>DP OP OP OP OP OP OP OP OP OP O</td><td></td>	度額 28 度額 28 度額 28 度額 35 で 保険	8,000円) 8,000円) 8,000円) 5,000円) 料控除と同じ 料控除と同じ 料控除額 払額×1/2+6,000 払額×1/4+14,00 ,000円(限度額) 上額×1/2+7,500 払額×1/2+7,500 払額×1/4+17,50 ,000円(限度額) 限度額25,000円) ・・・支払金額×1/ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	DP OP OP OP OP OP OP OP OP OP O				
地震保	金空	地 旧 担() () () () () () () () () () () () () (個人年金(③ 平成24 年間 12,001 32,001 56,000 ⑤ 平成2: 年間 15,001 40,000 70,001 震 保 震度額25,(総与大が特別維護事業としたが特別維護事業を主義的表すを 対象が開業を表する。 総与所得招	保険料控除・・・ 4年1月1日以支払額の合語 ~12,000 円~32,000 円~56,000 円~56,000 円~56,000 円~40,000 円~40,000 円~70,000 円~ 険 料 日長 財 損 日長 財 長 財 日長 財 長 財 日長 財 長 財 日長 財 損 日長 財 日長 財 日長 財 日長 財 日長 財 日 日 日 日 日 日 日	 (a) + (b) (M) (b) のみ(M) (b) のみ(M) (c) のみ(M) (d) を紹え、次のアートランのでは、まる者とは、1000円のでは、15,001円では、	度額 28 度額 28 度度額 28 度度額 35 支担	8,000円) 8,000円) 5,000円) 5,000円) 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	DP OP OP OP OP OP OP OP OP OP O				

年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)] - 10万円

●配当割額及び株式等譲渡所得割額に係る還付・充当の取り扱いについて

申告された配当及び株式譲渡所得について、すでに特別徴収された市・府民税がある場合には、その税 額は所得割額から控除し、控除することができなかった金額については、課税決定後に充当金として課税 金額に充当します。充当してもなお残額がある場合、その金額は還付いたします。

なお、充当及び還付後に所得の修正などにより税額に変更があれば充当及び還付金の返還をしていた だく場合もあります。

- ヾ゙゚゚゚゚゚こ ひらっていって また、他の未納にかかる徴収金 (軽自動車税、固定資産税等)がある場合には、門真市税条例の規定に より充当いたします。 住民税と所得税の主な人的控除額の差 除 名 市民税 所得税 控除額の差

●税額控除(※2)

1.調整控除

類 控 除

税源移譲に伴う所得税と市・府民税の人的控除 額の差による負担増を調整するための控除です。

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①、②のいずれか少ない金額の5% ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額

基礎控除	43 万円	48 万円	5 万円
配偶者控除	33万円	38 万円	5 万円
老人配偶者	38 万 円	48 万円	10万円
扶 養 控 除	33万円	38 万円	5 万円
老人扶養控除	38 万 円	48 万円	10万円
同居老人扶養	45 万円	58 万 円	13万円
特定扶養控除	45 万円	63 万円	18万円
寡 婦	26 万円	27 万円	1万円
ひとり親	30万円	35 万 円	母 5万円
0 2 9 ***	30 /) [5]	33 71 15	父 1万円
一般の障害	26 万円	27 万円	1万円
特別障害	30 万円	40 万円	10万円
同居特別障害	53 万 円	75 万 円	22万円

(2)合計課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円}の5%

合計所得金額が2.500万円を超えると、調整控除の適用はありません。

※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

配当所得がある場合、一定の金額を市・府民税の算出額から差し引きします。

	課税所得金額	1,000万円	以下の部分	1,000万円	円超の部分
種類		市民税	府民税	市民税	府民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税・住民税に相当する課税が された時、一定の方法により税額控除を行います。

4. 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除の額は、次の表で求めた限度額と所得税の住宅借入金等特別控除 可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額のいずれか小さい額です。

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です

市・府民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

		(1)	(2)	(3)
入居した年月	3	平成 21 年 1 月から 平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月から 令和 3 年 12 月まで	令和4年1月から 令和7年12月まで
控 除 限 度 8	Ą	A×5% (最高 97,500円)	A×7% (最高 136,500円)	A×5% (最高 97,500 円)

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限ります (注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定

期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(2)の場合の控除限度額と同じとなります。 (注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外と

5. 寄附金税額控除

④都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金

®都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金

Aに該当する寄附金の控除額は下記①の額です。また、®に該当する寄附金はふるさと 寄附金の扱いとなり、控除額は下記①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は総所 得金額等の30%が上限です。)

①基本控除額(対象となる寄附金すべてに適用

(対象となる寄附金の合計額-2千円)×10%

②特例控除額(ふるさと寄付金にのみ適用)

(対象となる寄附金の合計額-2千円)×特例控除適用率

(特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の2割です。)

※特例控除適用率は、市・府民税の課税総所得金額等(総所得金額等-所得控除額)から 所得税との人的控除額の差の合計額を差し引いた金額により算出することができます。

【ワンストップ特例を利用する人】

税制改正において、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を することなく控除を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例」が始まりました。

○5団体を超える自治体に寄附を行った場合、医療費控除等で確定申告または市・府民税の 申告をされた場合は、特例が適用されないため寄附金の確定申告が必要です。

○ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合、所定の様式にて変更手続きが必要です。

◎寄附金税額控除

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体及び門真市が条例により指定した団体 に対する寄附金については、個人市・府民税の所得割の税額控除の対象となります。

(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。) 控除額= (支出した寄附金の額-2,000円) ×4% (府指定分)

控除額=(支出した寄附金の額-2.000円)×6%(市指定分)

地方税法第37条の2第1項第3号又は第4号に規定される認定NPO法人・社会福祉法人・ 公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金 門真市が条例で指定する法人等への寄付金

◆注意点◆